(仮称) 銚子市男女共同参画計画(第3次)策定方針

1 銚子市男女共同参画計画の経過

本市では、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として、平成20年3月に 初めて計画を策定。以降男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組ん できた。

《基本理念》 女性も男性も、一人ひとりが尊重され その個性と能力を発揮できる社会の形成

第1次計画期間 平成20年度~24年度 5年間 第2次計画期間 平成25年度~29年度 5年間

2 計画見直しの考え方

(1) 計画の期間

計画の期間を平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

- (2) 計画の位置づけ
 - ①「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
 - ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に 基づく基本計画
 - ③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に 基づく推進計画

3 市民意向の反映

(1) 計画推進委員会

計画推進委員会を開催し、市民及び各団体推薦の委員等に意見を求める。

- (2) 市民意識の把握
 - 市民意識調査(平成28年度に実施済)
 - ・子育て広場等での意見聴取
 - ・企業等との意見交換会

を行い、市民ニーズを的確に把握する。

(3) パブリックコメント

計画案について、広報やホームページなどで広く情報提供を行いながら、 市民の意見・提言を計画に反映させる。

4 スケジュール

別紙のとおり